

第6章 基本目標を実現するための取組及び指標

基本的方向性 1 次代に継承する農業

担い手の育成・確保

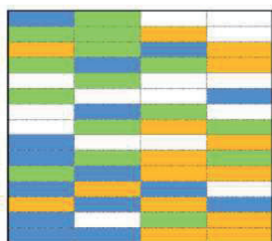
1 次世代を担う就農者への支援

- 新規就農者の環境を整備するため、地元実行組合や関係機関等と連携を図り、準農家*制度の活用促進等も含め、スムーズに就農・定着ができる相談体制（指導・助言）構築に取り組みます。
- 新規就農者の安定した農業経営を確立するため、資金面、経営面、技術面、農地確保等について、関係機関等と連携を図り支援します。
- 新規就農者、後継者を確保・支援するため、ホームページや広報誌等を活用した情報発信に取り組みます。

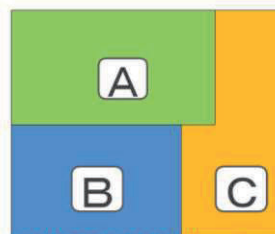
2 地域の中核を担う農業経営者の育成

- 農業経営者の育成等を図るため、農地の集積・集約に取り組む地域を支援し、また、資金面等について関係機関等と連携を図り農業経営者を支援します。

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

農地集約化のイメージ

(出典：農林水産省 HP から抜粋して加筆)

表 大阪版認定農業者になると受けられる様々な支援例

経営所得安定対策で加算金が交付されます

共同での機械購入・施設整備に補助金が活用できます

農と緑の総合事務所の「普及指導員」が指導します

資金が借りやすくなります

農業に関する様々な情報を提供します

農地が借りやすくなります

(出典：大阪府 HP)

3 多様な人材・主体の農業参入支援

- 多様な人材を確保するため、農業参入を希望する法人等への必要な情報提供等を、地元実行組合や関係機関等と連携して取り組みます。

地産地消*の推進

1 大阪エコ農産物の推進

- 安全・安心で新鮮な地元産農産物を供給するため、栽培時の適切な指導・助言を行いながら、農薬や化学肥料の使用量を通常の下分に抑えた大阪エコ農産物の安定した生産を関係機関等と連携して支援します。



大阪エコ農産物認証マーク

2 地元産農産物の普及・消費拡大

- 地域農業の活性化及び市民が地域農業について理解を深めるため、地元産農産物の普及・消費拡大を図ります。
- 地元産農産物の販路を拡大するため、市内消費者と農業者をマッチングします。

3 学校給食食材の供給

- 子どもたちや保護者に地域農業を周知するため、生産者や関係部署と連携し、市内小・中学校の学校給食への地元産農産物の供給を推進します。

4 農業の6次産業化*の推進

- 6次産業化を推進するため、「6次産業化推進戦略」を策定し、地域資源を活用した生産者等による加工・流通・販売等の取組を推進します。



6次産業化のイメージ図（出典：大阪府 HP）

農業所得の向上

1 高収益作物*の推進

- 高収益作物の導入・定着を図るため、「水田収益力強化ビジョン*」に基づき、関係機関等と連携し、水田における高収益作物への転換、汎用化のための基盤整備を推進し、特産品づくりや経営所得安定対策等の経営転換による野菜や非主食用米*等の高収益作物栽培の支援に取り組めます。

2 安定した農業経営・地元産農産物の供給

- 安定的な農業経営と地元産農産物の供給を促進するため、ビニールハウス補助事業及び農作業の効率化・省力化を図るスマート農業*等の普及に、関係機関等と連携して取り組めます。



ビニールハウス補助事業活用例

指標－1

新規参入者数（準農家*、法人経営体含む）の増加

現状（R3.3時点）	⇒	目標（R14.3時点）
－		30件

本市では、地元実行組合や関係機関等と連携を強化しながら支援を行い、新規参入者数（準農家、法人経営体含む）を増やします。本計画実施期間中、新規参入者数を年間3件、10年間で30件にすることを目指します。

指標－2

農用地利用集積面積（利用権設定面積）の増加

現状（R3.3時点）	⇒	目標（R14.3時点）
19.7ha		21.7ha

担い手に対する農地の集積を進めることは、地域の中核となる担い手の育成や農地の有効利用を図る上で重要な施策であることから、農用地利用集積面積を年間0.2ha、10年間で2ha増やすことを目指します。

（※本指標は、「第6次高槻市総合計画」において設定されているものです。）

指標－3

6次産業化*に新たに取り組む事業者の増加

現状（R3.3時点）	⇒	目標（R14.3時点）
－		5件

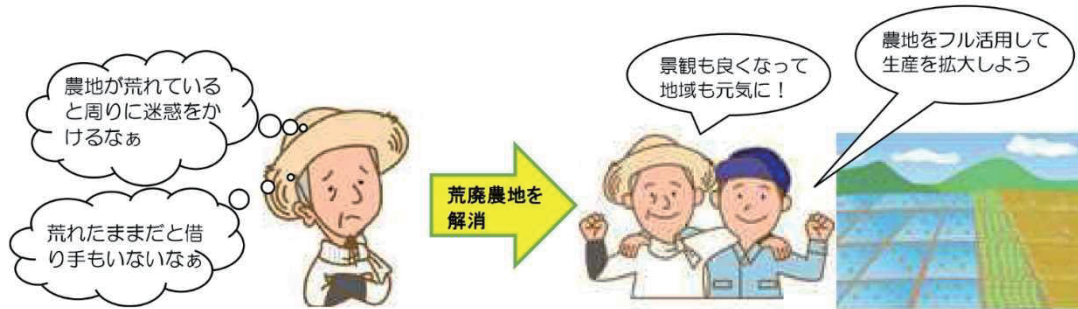
本市では、市内の農林業者への働きかけや、農林業者と商工業者との連携を促進することにより、新商品や新サービスの開発に向けて、6次産業化に取り組む事業者を増やすことで地域の活性化を図ります。目標として、国の事業を活用して新たに6次産業化に取り組む事業者を10年間で5件増やすことを目指します。

基本的方向性2 農業・農村部の強靱化

農地の保全・活用

1 遊休農地*発生の抑制

- ・ 遊休農地対策本部や関係機関等と連携し、地域の中核を担う中心経営体の育成や基盤整備等により、新たな遊休農地の抑制と解消に取り組みます。



地域の農地をリフレッシュ（出典：中国四国農政局 HP）

2 圃場・農道・用水路の基盤整備

- ・ 農業従事者の作業省力化と安全性を高めるため、地元実行組合等と連携を図り、農道や水路等の農業施設を整備するとともに、持続可能な機能保全に取り組みます。
- ・ 農業施設の多面的機能を発揮させるため、地域の共同維持管理活動に対して支援します。
- ・ 自然災害による農業基盤の被害を未然防止するため、地元実行組合や関係機関等と連携して、災害に強い農業基盤の計画的な整備を支援します。



共同維持管理活動

3 有害鳥獣被害防止対策

- 高槻市鳥獣被害防止計画に基づき、営農意欲の低下を防ぐため、有害鳥獣による農作物被害を軽減します。
- 南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会や猟友会と連携し、広域的かつ効果的な鳥獣被害対策に取り組みます。



箱わな

4 人・農地プラン*等の推進

- 地域農業の将来像を定めるため、地域勉強会等を通じた人・農地プランや農空間づくりプラン*の策定を推進し、中心的な経営体への農地集積及び農地を活用したまちづくりに取り組みます。



地域勉強会

防災・減災対策

1 農地の防災機能の活用

- 農地が持つ防災機能を活用し、災害時に農地を市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として登録する「防災協力農地*登録制度」等に地元実行組合や関係機関等と連携して取り組みます。



防災協力農地登録制度により登録された農地（出典：大阪府 HP）

2 農業関連施設の強靱化

- 地域と連携を図り、農業関連施設の適正な維持管理及び必要に応じた防災・減災対策を推進します。
- 災害に備えたハウスの補強、自力施工技能習得及び非常時の早期復旧に必要な体制整備を推進します。
- 災害時の農業関連施設の復旧に備えるため、農業者に対して、園芸施設共済への加入を推進します。



農業用ハウス

指標－４

市街地の農業用水路を整備

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
1.92km		3.30km

農業用水路は防災機能を有するとともに、都市環境における貴重な水辺空間、地域用水としての活用などの多様な機能を発揮することから、市街地を流れる農業用主要幹線水路の再整備の完了を目指します。

指標－５

人・農地プラン*、農空間づくりプラン*の策定を推進

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		2 地区

本市では、それぞれの地域・集落において十分な話し合いを通じ、地域・集落が抱える問題を解決するため、「人・農地プラン」または「農空間づくりプラン」の策定を2地区で目指します。

指標－６

防災協力農地*等、防災に寄与する農地を設定

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		1ha

本市では、農地の防災機能を活用する取組として、防災協力農地への登録や田んぼダム*により雨水の水田貯留機能の向上を推進し、防災に寄与する農地を10年間で1ha設定することを目指します。

基本的方向性 3

森林の再生・未来への森づくり

森林の整備・森林保全

1 森林被災地復旧に対する支援

- 平成 30 年の台風第 21 号により激甚災害指定を受けた市内森林約 613ha のうち約 123ha について、国の「森林災害復旧事業」を活用し、被災森林の復旧に向け継続して取り組みます。
- 残る被災森林において、関係団体等と連携を図り森林の再生に向け取り組みます。



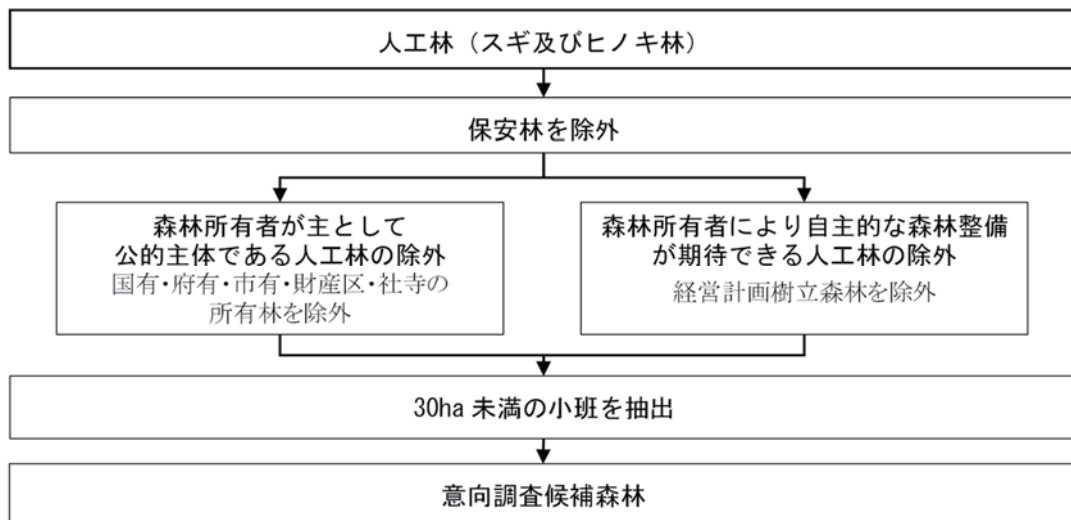
平成 30 年台風第 21 号被害状況



植栽後の状況

2 森林経営に対する支援

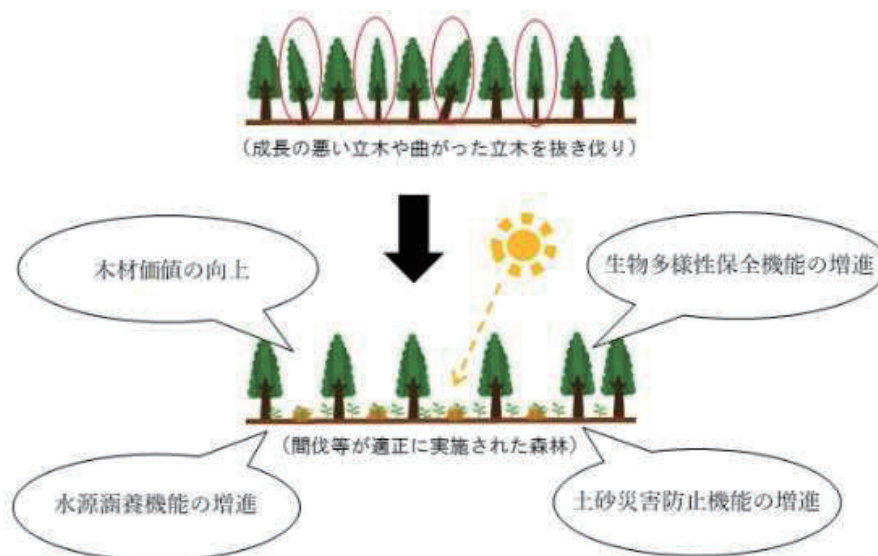
- 施業の集約化や計画的な路網整備等により効率的な施業推進を目的に林業者が実施する「森林経営計画*」の策定を推進し、林業者による自立した森林経営に対して支援します。
- 地形的要素等により適切な経営管理が行われていない森林において、「森林経営管理法」に基づく意向調査を実施し、森林資源の適切な経営管理を推進します。



意向調査候補森林選定のフロー

3 森林整備に対する支援

- 森林を健全な状態に保ち、国土保全機能を高度発揮させるため、間伐・下刈り*等の保育管理を推進します。
- 森林整備及び災害発生時等の迅速な事業に寄与する所有者情報の把握につながる山林地籍調査事業を推進します。
- 森林の保全・育成を図るため取り組んできた森林銀行制度について、新たな制度による森林保全協定の締結を推進します。



間伐事業のイメージ（林野庁資料）

（出典：林野庁 HP）

4 林道等の機能保全

- 令和2年3月に策定した高槻市林道施設（橋梁）長寿命化計画に基づき、点検・補修を実施し、機能保全を図ります。
- 経営基盤の向上を図るため、森林施業の省力化につながる高性能林業機械に対応した路網整備を支援します。



林道橋梁点検

多様な主体による森づくり

1 ボランティア団体等との連携

- 市民協働による森林の保全管理を推進するため、森林管理の知識や技術を習得する「市民林業士養成講座」を実施し、大阪府森林組合、ボランティア団体と連携を図り、森林ボランティアの養成に取り組めます。
- 地域や学校、事業者等の関係団体と連携し、様々な方法で多くの市民が関わる森づくり活動に取り組めます。



市民林業士養成講座

指標－7

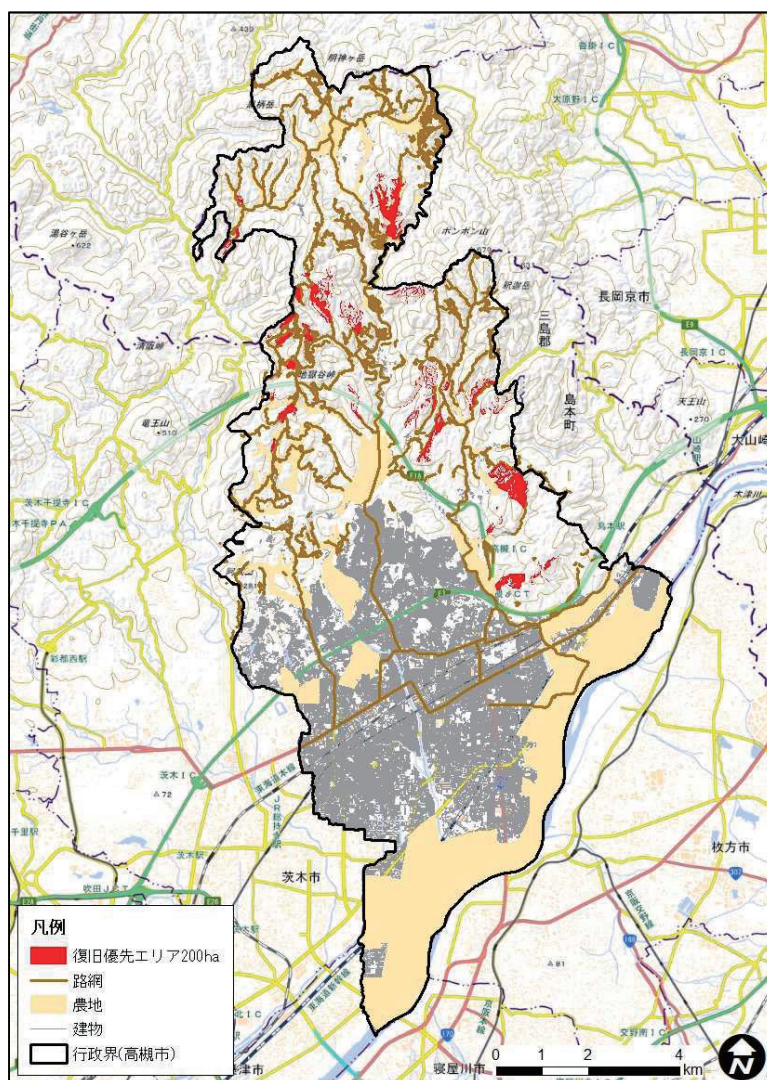
平成30年の台風により被災した森林を復旧

現状 (R3.3時点)	⇒	目標 (R14.3時点)
215ha		415ha

※令和4年度までの予定を含み復旧が必要な面積は398ha

⇒被害面積613ha－(森林災害復旧事業123ha+大阪府による復旧事業92ha)

本市では、平成30年9月の台風第21号により、激甚災害指定を受けた市内森林約613haのうち、今後も残る被災森林398haについて、風倒木撤去や跡地造林等、森林の再生に向け取り組めます。目標値は、本計画実施期間である10年で200haの復旧を目標とします。



本計画実施期間である10年で復旧を行う200ha(赤色部分)の森林(予定)
 ※宅地、農地、路網からの距離等の要素を踏まえ、優先度の高い被害地を抽出

指標－8

計画的な森林施業を実施するために、森林経営計画*を策定

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
8 箇所		12 箇所

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と森林の保護を通じて、森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、新たに樹立する森林経営計画の策定箇所数を、本計画実施期間である10年間で4箇所増やすことを目標とします。

指標－9

健全な森林を維持するため、間伐*や下刈り*など継続的な森林整備を実施

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		500ha

森林を良好な状態に保ち、水源の涵養*、山地災害の防止など森林の公益的機能を十分発揮させていくため、人工林における間伐や下刈りなどの実施面積を、本計画実施期間である10年間で500haを目標とします。

指標－10

森林ボランティアの活動人数を維持

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
2,243 人/年		3,800 人/年

市民協働による森林の保全管理の推進を図るため、コロナ禍により減少した活動人数の回復後、森林ボランティアの活動延人数を年間3,800人に維持することを目標とします。

基本的方向性 4

都市と農山村の共生・対流

農林業者と市民の相互理解

1 多面的機能の理解促進

- ・ 農山村は、その生産活動などを通じ、生物多様性の保全、良好な景観形成、文化の継承等、様々な役割を担っているため、体験型農林業、各種イベント等を通じた都市と農山村の共生・対流に取り組みます。
- ・ 市民が農林業を身近に感じ、多くの人の交流の場となるような農林業祭や即売会などのイベント活動を、関係団体や観光協会等と連携を図り推進します。



収穫体験

2 市民農園*整備の推進

- ・ アフターコロナの新たな価値観や生活様式の一つとして、市民が農業体験できる機会の充実を図るため、市民農園開設の周知に努めるほか、市民農園整備に対して支援します。



市民農園

(出典：農林水産省 HP)

教育・福祉との連携

1 食育・木育*・花育*による学校との連携

- ・「食育」「木育」を推進するため、学校学習田（田植え、稲刈り等）、炭焼き体験、タケノコ掘り体験、林業体験など、自然に触れて親しむ農林業体験を、地元実行組合やボランティア団体等と連携し取り組みます。
- ・給食等を活用し、地元産農産物を通じた「食育」を推進します。
- ・小・中学校、幼稚園、保育園等に花苗を配布し、「花育」を通じて、子どもたちの情操面の育成、農に接する機会の提供に取り組みます。



田植え体験



タケノコ掘り体験

2 農福連携

- ・農業を通じた障がい者等の就労や生きがいの場を創出するため、農業者と連携して農業体験プログラムの策定や受入れの取組を推進します。



福祉事業所への農作業委託の事例



福祉事業所の農業参入の事例

(出典：農林水産省 HP)

農林産物と農山村の魅力づくり

1 特産品のPR

- 特産品のブランド化を推進することで、付加価値を高めるほか、商工会議所等と連携し、市内事業者等による利活用の促進を図ります。
- 特産品を購入できる店舗の情報提供に取り組みます。



特産品のPR

2 森林資源等の活用促進

- 府内産の木材を有効利用するため、公共事業への木材利用を促進するとともに、関係団体等と連携を図り、普及啓発に取り組みます。
- 府内産を中心とした木材を加工した製品を、市民に提供できるよう関係団体等と連携して取り組みます。
- 台風による風倒木材等を、バイオマス*などへ有効活用できるよう取り組みます。
- 新たな生活様式の変化への対応を通じて、市内山間地域の活性化に繋げるため、森林の持つ多面的機能を活用し、老若男女問わずレクリエーションやボランティア活動ができる場の提供に取り組みます。



公共施設における府内産材及び
市内産材利用事例（子ども未来館）



風倒木材を活用した木製ベンチ
(ボランティア団体により作製)

指標－11

特定農地貸付法、都市農地貸借法に基づく市民農園*開設面積の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		0.8ha

アフターコロナの新たな価値観や生活様式の一つとして、市民が農業体験できる機会の充実を図るため、都市農地にかかる法改正により、市民農園を開設しやすくなったことを踏まえ、特定農地貸付法及び都市農地貸借法に基づく市民農園開設面積を年間 0.08ha、10 年間で 0.8ha 増やすことを目指します。

指標－12

木材利活用の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		35,000 m ³

市内森林の間伐等の搬出材において、バイオマス*としての利用や、民間建築物等へ木材が利用されるよう努めます。目標値は本計画実施期間である 10 年間で 35,000 m³とします。